

令和8年春の全国交通安全運動実施細目（自動車運送事業者用）

関東運輸局 神奈川運輸支局

1. 期 間

- ・運動期間 令和8年4月6日（月）～令和8年4月15日（水）
- ・交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日（金）

2. 重点事項

- ・通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ・「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

3. 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種の事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項に基づき着実な安全対策を実施すること。
- (2) 運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図るとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。
- (3) 自動車運送事業者は、次の事項に重点をおいて、安全運行の徹底を図ること。
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること。
 - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業者用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状況に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中における運行中止の判断目安を作成し、運転者の体調が悪化した場合、即座に運転を

中止するよう指導すること。

- ③ 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
- ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者を優先するよう徹底すること。
- ⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
- ⑥ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
- ⑦ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
また、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」（令和6年3月作成）に基づき、運転者の飲酒傾向を把握し、適切に対応すること。
- ⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
- ⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。
- ⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握したうえで、アンダーミラー等の確認装置を適切に使用し、安全確保を徹底するよう指導すること。
- ⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。

- ⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、停車・発車時における利用者の動向等の安全確認及び急ブレーキが必要とならない運転を運転者に徹底するとともに、利用者に対する車内アナウンスの実施等を確実に実行し、走行中に席を移動しない、扉が開くまで席を立たないことを注意喚起すること。
- ⑬ 乗合バスにおいては、乗降口の扉を解放したまま発車する事案が発生していることから、運転者に対し、発車時における扉の開閉状態の確認及び乗降口付近の利用者の確認等が、確実に実施されるよう指導を徹底すること。また、日常点検等において、乗降口の扉及び扉の開放防止装置の異常の有無、作動状況等について、確実に点検すること。
- ⑭ タクシーにおいては、路上横臥者の轢過事故を防止するため、走行用前照灯（上向き）を適切に使用すること。また交差点内での出会い頭事故や夜間の事故発生が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底する等、その防止対策を推進すること。
- ⑮ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことから、車間距離確保と制限速度遵守、衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全装置の運行中作動等、その防止対策を推進すること。また、運転者の疲労状態を把握し、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中は運転に集中するよう指導すること。
- ⑯ 軽トラックにおいては、適性診断の受診及び安全管理者講習の受講等、安全対策を推進すること。
- ⑰ 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策を推進すること。

4. 車両の安全対策の啓発

自動車運送事業者は、次の事項に重点をおいて、適切に点検整備を実施すること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
- ② 不正改造の禁止
- ③ ヘッドライトの適切な整備・調整

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者は、正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発すること。

- (1) 乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導すること。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者は、次の事項を実施すること。
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること。
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと。
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること。
 - ⑤ タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用ステッカーを作成し、車内に貼付すること。
 - ⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットに備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルトの着用について乗客への注意喚起を行うこと。

6. 事業用自動車の事故等の情報収集・活用

事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等について、ホームページ等での情報提供やメールマガジン「事業用自動車安全通信」を活用し、安全意識の高揚を図ること。

7. 広報活動の推進

自動車運送事業者は、本年4月10日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、本運動の趣旨を十分認識し、意識の高揚を図るとともに、広く一般に周知するため、次の広報活動を推進すること。

- (1) 横断幕、ホームページ、SNS、マスメディア等を通じ、本運動の趣旨を周知すること。
- (2) 乗合バス等の車内放送を通じ、また、車両、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を周知すること。
- (3) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を通じて、本運動の趣旨の徹底を図り、次に掲げる広報事項を周知すること。

《広報事項》

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行

8. 事故に関する報告

本運動期間中に自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合（「車両故障」のみは除く）には、速やかに神奈川運輸支局保安担当あて、別紙「自動車事故速報」をもって速報するとともに、所定の報告書の提出を行うこと。

連絡先

神奈川運輸支局 保安担当

TEL 045-939-6800【3】

080-3369-7375（休日・夜間）

FAX 045-939-3006